

Recommended spots in Kusatsu City

草津のおススメ スポット

草津川跡地公園 de 愛ひろば

天井川として有名な草津川がみんなが楽しめる公園に生まれ変わりました。ウォーキングや草津の移り変わる季節が楽しめる公園です。季節ごとにイベントが開催されるので是非チェックしてみてください。「人と人との交流」がテーマの空間で市民活動の場となるにぎわい活動場やイベント広場、ストリートファニチャーや様々なテーマで整備された多様なガーデンエリアなどがある公園です。人々が集い・楽しめるにぎわい空間となっています。

📍 草津市大路二
🚶 JR 草津駅東口から徒歩約 6 分
☎ 077-562-5010 (にぎわい活動場：管理事務所)



草津市立市民総合交流センター キラリエ草津

草津市立市民総合交流センター（愛称キラリエ草津）は、多様な市民活動を支援するために設置されました。大小さまざまな会議室（有料）を利用できるほか、お話し時間などのある子育て支援拠点施設「ココクルひろば」や DV 相談や男女共同参画にかかる相談に応じてくれる男女共同参画センター「あい・ふらっと」などが設置されています。いつでも誰でもがふらっと立ち寄れる地域みんなの施設です。

📍 草津市大路二丁目 1 番 35 号
🚶 JR 草津駅東口から徒歩約 5 分
☎ 077-561-7700



インフロニア 草津アクアティクスセンター

2024 年に造られた通年利用可能な 50m プール、25m プール、飛び込み競技用プールの温水プール計 3 面を備えた国内有数のプール施設です。トレーニングルーム、レッススタジオ、会議室なども備えています。団体はもちろん個人も利用可能です。草津駅近くのプールなので気軽に通えるのも魅力的です。

📍 草津市西大路町 13 番 10 号
🚶 JR 草津駅西口より徒歩 10 分
☎ 077-596-3775



発行元：草津市総合政策部 男女共同参画センター
〒525-0032 草津市大路 2 丁目 1 番 35 号
TEL：077-565-1550 FAX：077-565-1518 E-mail：danjo@city.kusatsu.lg.jp
発行日：令和 7 年 3 月
企画・デザイン：まちのコミュニティハブ ツナグ / 梅田由佳

草津市では、男女共同参画や女性の活躍推進に関する啓発や学習会、TV・男女共同参画・女性の総合相談等を実施しています。詳しくは、市のホームページをご確認ください。「みんなで一歩」のバックナンバーも掲載しています。



ひよ・まち・と・を つなぐ 草津市市制施行 70 周年

みんなで一歩

草津市男女共同参画
啓発紙

R7.03 No. 58

男女が互いを尊重し合い、職場や学校、家庭、地域などで、性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮し、喜びや責任を分かち合うことができる社会に
すべての人が輝くまち、くさつ



1954 ▶ 2024

今回のテーマは

草津市男女共同参画推進条例 15 周年
これまでの男女共同参画の歩みを振り返ります。



※草津市立草津神社交流館提供

情報いっぱい！

バックナンバーはこちら



男女共同参画社会の実現に向けてみんなで **協働** / しませんか

草津市男女共同参画推進条例施行から 15 年！

市では男女共同参画社会の実現に向け、平成 9(1997)年に「草津市女性行動計画『女と男のパートナープラン・くさつ』」を策定しました。その後も社会状況などの変化に合わせ、計画の改正を行い、取り組みを進めています。平成 21(2009)年には「草津市男女共同参画推進条例」を施行し、今年度で施行 15 年を迎えます。

条例で定める 男女共同参画社会実現 に向けた 8 つの決り事

① **男女の権利の尊重**
男女ともに一人ひとりが自分の個性と能力を十分に発揮できる機会が確保できること

④ **家庭と仕事(社会生活)の両立**
男女が相互の協力と社会の支援のもとに、子育てや介護などの家庭生活と仕事などの社会活動との両立が図れるようにすること

⑥ **互いの健康と性の理解・尊重**
男女が対等な関係のもとに互いの性を理解し、とくに妊娠、出産について女性の意思が尊重され、生涯を通じて健康が確保されるようにすること

② **社会の制度や慣行の見直し**
男女の社会活動の自由な選択に影響をおよぼす社会の制度や慣行について見直すこと

③ **方針決定の場への男女共同参画**
方針の立案や決定の場に男女が共に参画できる機会を確保すること

⑤ **多様な家族の尊重**
単身世帯、未婚者・ひとり親世帯、同性同士の世帯などの多様な世帯を理解し、尊重すること

⑦ **セクハラ・DVの根絶**
セクハラやDVが人権を著しく侵害することを認識し、根絶をめざすこと

⑧ **グローバルな視点**
SDGs など国際的な取り組みを理解し、グローバルな視点で男女共同参画の取り組みを進めること



- * 協働 共通の目標に向かって協力して行動していくこと
- * 市民 市内で暮らす人または市内に通勤もしくは通学する人
- * 事業者 市内において営利または非営利を問わず、事業を行う個人または法人

- * 各種の団体 市内において、自治会、PTA などによる地域における活動、ボランティア活動などを行う団体
- * 教育にかかわる人 市内において、学校教育、社会教育、保育などにかかわる人

令和 6 年 4 月 1 日から開始しました！

草津市パートナーシップ宣誓制度



宣誓 4 組目のお2人にインタビューしました

1. パートナーシップが導入された今の気持ちを教えてください。
同性婚の検討を進める上で必要なものであると個人的には思っていますが、メリットの少ないことからパートナーシップを結ばない知人が多いのも事実です。宣誓に対応いただいた市職員の方がとても緊張されながら「おめでとうございます」と言ってくれたことが嬉しかったです。住民票におけるパートナーとの関係性も「縁故者」へ変えていただきましたが少ない対応にも関わらずスムーズに対応してくれました。

2. 性的少数者であることの困りごとは何ですか？
「性的少数者」に該当することでしょうか。「自分では背負ったつもりがない、肩書きが一つ増えるような感じがして、「自分は人と違うんだ」と思われるような感覚があります。過去の常識が割り切れたものではありませんが、社会のシステムの中で「少数者」に該当されている気持ちで想像してみてくださいというのかもしれないですね。

3. 社会全体に期待すること・望むことは何ですか？
「多様性」と一言で言っても様々な背景がありますし「理解すること」は、身近なことからいいと思います。私も日頃、気をつけていることですが「～だから、○○である」と叫ぶに判断していることは本当にそうなのだろうか？ LGBTQ+ は一つのマイノリティ性でしかなく誰しもが何らかのマイノリティ性を抱えていると思うので、自分の当たり前は誰かの当たり前ではない、ということこそ社会全体で認識した上で思いやりのあるコミュニケーションを取ってほしいと考えます。自分にも他者へもポジティブな言動ができているときは、すでに協働へ取り組めている状態なのだと思います。

草津市の男女共同参画の歩み

日本の歩み

・女性に参政権が行使	1946 年 (昭和 21 年)	
・育児休業法 (女性教育職員、看護婦、保母等のみ) 施行	1976 年 (昭和 51 年)	・初の女性教育委員 誕生
	1985 年 (昭和 60 年)	
・男女雇用機会均等法施行	1986 年 (昭和 61 年)	・初の女性市議会議員 誕生
	1987 年 (昭和 62 年)	・女性対策検討委員会 設置
	1989 年 (平成 元年)	
・出生率 1.57 (戦後最低) となり政府が出生率低下を社会問題と認識	1990 年 (平成 2 年)	・「草津市女性プラン」 答申
・育児休業法 (全職種、男性含む) 施行	1992 年 (平成 4 年)	
・中学校技術・家庭科の男女共修開始	1993 年 (平成 5 年)	
・高校家庭科の男女共修開始	1994 年 (平成 6 年)	
	1997 年 (平成 9 年)	・草津市女性行動計画『女と男のパートナープラン・くさつ』策定
・男女共同参画社会基本法施行	1999 年 (平成 11 年)	・草津市男女共同参画国際シンポジウム開催
・スローカー規制法施行	2000 年 (平成 12 年)	
・DV 防止法施行	2001 年 (平成 13 年)	・草津市男女共同参画推進条例施行
	2009 年 (平成 21 年)	
・女性活躍推進法施行	2015 年 (平成 27 年)	
・政治分野における男女共同参画推進法施行	2018 年 (平成 30 年)	・草津市男女共同参画センター開設
	2021 年 (令和 3 年)	
・産後ババ育休制度創設	2022 年 (令和 4 年)	



草津市 たび丸

草津市の歩み

草津市では
15 年間でこんなことに
取り組みました！



女性のチャレンジ応援塾「輝☆業塾」 (女性の起業支援)

起業・再就職等、新たな一歩を踏み出した女性を応援するための講演会やセミナー等を実施し、女性の社会進出および起業を支援しています。



ちょっと一息コーナー

